

平成26年度 第3回三郷区地域協議会

次 第

日時：平成26年7月2日（水）午後7時～

会場：公民館三郷分館 集会室

1 開 会

2 議題等の確認

3 報告事項

(1) 避難所の見直しについて

4 議題

(1) 地域コミュニティ施設としての公民館三郷分館の現状と課題について

5 事務連絡

6 閉 会

避難所の見直しについて

避難所の見直しの経過

- 市では避難所の見直しを検討してきました。避難所の開設・運営に関わる自主防災組織（町内会）等との意見交換会が終了し、市が指定する避難所を確定したことから、地域協議会へ、その結果について報告します。

1 なぜ市が指定する避難所の見直しを行うのか。

- ① 避難所の見直しで、現在の指定避難所が抱える次の課題の解消を図ります。

施設の課題

- ・配置に偏りがあり、徒歩圏内に指定避難所がない地域があります。
- ・避難所として不適切な施設があります（被災の恐れのある施設を指定）。

開設・運営の課題

- ・大規模災害時において、行政の支援が十分に行き届くには時間を要します。
- ・避難所の開設等に係る地域（町内会、自主防災組織）、施設管理者、市による協力体制の構築が必要と考えております。

- ② 法律の改正により市町村に「指定緊急避難場所」及び「指定避難所」の指定が義務付けられました。

避難所指定の義務化

- ・国が示す「指定緊急避難場所」及び「指定避難所」の基準に適合するよう、市が指定する避難所を見直すことが必要となりました。

国の法律が示す考え方

法に規定する災害：①地震 ②津波 ③水害 ④土砂災害 ⑤大規模な火事
⑥噴火に伴い発生する火山現象 ⑦原子力災害

指定緊急避難場所

- ・災害発生の恐れがある場合など緊急の場合に、まず、**一時的に身の安全を確保する**ための場所や施設。
- ・想定される災害に対して、安全である場所や施設。

指定避難所

- ・被災者が**一定期間滞在することができる**施設。
- ・想定される災害、人口の状況を勘案のうえ、良好な生活環境が確保できる施設。

条件を満たす施設は、指定緊急避難場所と指定避難所を兼ねることができます。

2 市が考える避難所指定の考え方

指定緊急避難場所

- 1 徒歩圏内（おおむね半径 1.5km 以内）にある施設。
- 2 法に規定する災害に対して、被災する可能性のない施設。
 - ※ 想定される災害に対して危険がある場合は、その避難場所は開設できません。
 - ※ 被災する恐れがある災害の種類を、施設入口付近に明示します。

指定避難所

- ・ 指定緊急避難場所のうち、次の 1～3 のいずれにも該当する施設は指定避難所を兼ねます。
- 1 被災者等が一定期間避難生活することに適した構造及び設備を有する施設。
- 2 法に規定する全ての災害に対して、被災する可能性のない施設。
- 3 旧小学校区単位でのコミュニティに配慮し、原則、旧小学校区に 1 施設。
 - ※ 地震発生時の最大想定避難者数である人口の 10% を基本に、地域の居住人口等を勘案して指定。
 - ※ 避難者収容に際しては、1 人当たり 3 m² の面積を確保（市地域防災計画）。

指定できる施設の条件

- 上記の要件を踏まえ、指定緊急避難場所として指定できる施設の条件を災害種類ごとに次のとおりとしました。

【地震】

- ・ 耐震構造の基準を満たしている施設。

【津波（高潮含む）】津波避難住民ワークショップでの意見を踏まえて指定する。

- ・ 津波の危険から緊急に逃れるための施設または高台。
 - (1) 津波到達予測時間までに避難できる津波避難対象地域の外にある施設
 - (2) 津波到達予測時間までに避難できる津波避難対象地域内の津波避難ビル（※）や高台
- （※）耐震基準を満たす RC 造、SRC 造で浸水深以上の階層を有している施設

【水害（洪水及び内水氾濫）】

- ・ 河川の洪水浸水想定区域外及び内水氾濫の恐れがない場所に立地する施設。
- ・ 河川の洪水浸水想定区域内または内水氾濫の恐れがある場所に立地する施設については、想定される水位以上に避難できる施設。

【土砂災害】

- ・ 土砂災害警戒区域（イエローゾーン）及び土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）の外に立地する施設。（県の調査結果により随時見直していく予定です。）

【大規模な火事】

- ・ 住宅が連たんする高田、直江津、新道、津有区の一部の大規模な火事の恐れがある地域の住民が徒歩で避難でき、延焼の恐れのない大きな公園等の屋外。

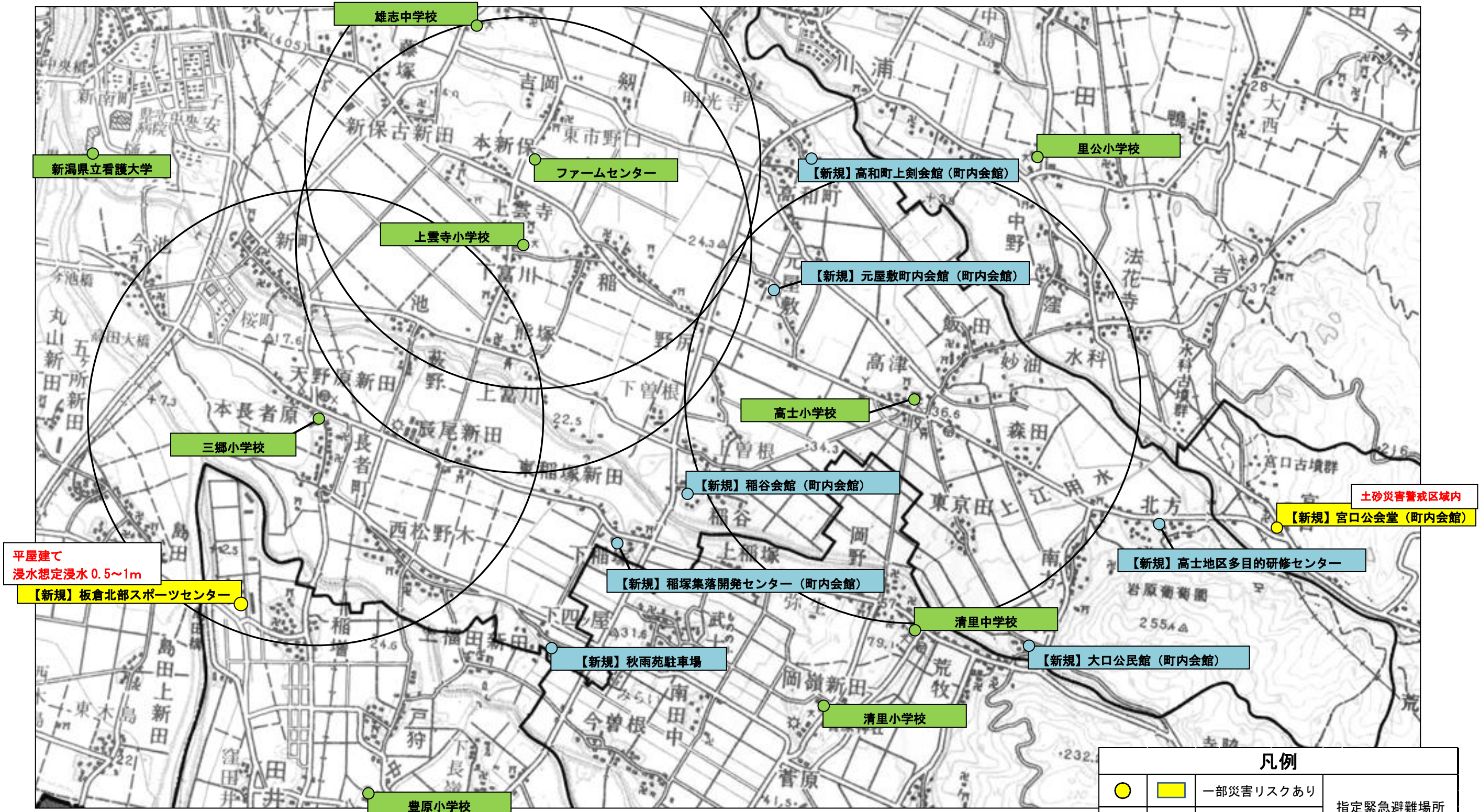
【火山現象】

- ・ 当市においては、新潟焼山噴火による降灰被害が想定されるが、緊急に避難を要する現象ではないことから、指定緊急避難場所の指定は行いません。

【原子力災害】

- ・ 原則、自宅等での屋内退避だが、屋内退避（準備情報含）の実施が必要となった場合、UPZ（概ね 30km）圏内に所在する「指定避難所」を“屋内退避所”として開設します。

三郷区周辺避難所マップ



凡例			
● (Yellow)	■ (Yellow)	一部災害リスクあり	指定緊急避難場所
● (Blue)	■ (Blue)	災害リスクなし	
● (Green)	■ (Green)		指定避難所を兼ねる
○ (Circle)		指定緊急避難場所から1.5km圏内 (災害時の歩行限界距離)	

■ 地域コミュニティ施設としての公民館三郷分館の現状と課題について

(平成26年4月17日 第1回協議会意見概要)

(1) 建物の構造等について

- ・ 耐震化・トイレの改修は必要である。
- ・ 高齢者にとって、「立つ・座る」は難儀であり、洋室が必要である。
- ・ 子ども連れの会合では、畳のある部屋が必要で、和室・洋室ともに必要である。
- ・ 調理実習室は、狭く、夏は暑い。広くしてもらいたい。
- ・ 調理実習室は、三郷小学校でも使っている。
- ・ 玄関の段差など、全体的に高齢者や障害者にとって使い勝手が悪い。
- ・ 別フロアの物音が聞こえる。それぞれ落ち着いて利用できる構造が望ましい。
- ・ すべての要望が実現できるものとは限らない。どこまでの要望が実現可能かを考えることも必要である。

(2) 利用状況について

- ・ 利用人数・利用率はどれくらいか。(資料3のとおり)
- ・ 他地区と比較すると、三郷分館は活発に利用されているのか。(資料4のとおり)
- ・ 地域趣味の家では、「男の料理教室」「手芸教室」「健康いきいき教室」「くらし快適教室」の4つが行われている。
- ・ 三郷全体にかかわる、地域コミュニティ活動をしている団体としては、歴史研究会と夏っ子クラブくらいではないか。
- ・ 最近、公民館事業は低調でないか。
- ・ 市は、どのような方向性で公民館事業に取り組んでいるのか。
- ・ 町内会では、それぞれの町内会館を利用している。
- ・ 桜町は、町内会館がないため、町内の会議は三郷分館を利用している。
- ・ 三郷地区全体の会議では、三郷分館を使用している。
- ・ 三郷全体の問題として、町内会とも連携して取り上げていきたい。
- ・ 体育振興会や小学校など地域の全域に関わる団体でも使用している。
- ・ 健康診断(集団検診)で使用している。
- ・ 三郷地区の会合で飲食する場合、飲食店がないため、三郷分館を利用している。
- ・ 支援事業で導入したコピー機の使用頻度はどれくらいか。

(3) その他

- ・ 公民館の利用率を上げるには、三郷にとって、何がコミュニティなのか見出す必要があるのではないか。
- ・ 公民館をより利用してもらう議論をするには、利用する目的がなくてはいけない。
- ・ 利用者、関係者との懇談・意見交換を実施し、ご意見を伺うこととし、相手方の選定は、正副会長に一任する。
- ・ 公民館運営審議委員会は現在設置されているか。

(社会教育法に基づき現在も設置されている)

■ 三郷分館の利用状況について

(上段：のべ件数、下段：のべ利用者数)

単位：件／人

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
和室	130	124	124
	1,344	1,300	1,740
集会室	79	91	77
	1,340	1,350	1,415
調理実習室	23	22	25
	116	136	351
合計	232	237	226
	2,800	2,786	3,506

☑ 主な利用団体

公民館事業のほかの団体活動： おどり、水彩画、ゲートボール、編み物教室

会合・集会利用： 町内会長会、体育振興会、桜町町内会、小学校・保育園関係、消防団

その他： 健康診断（集団検診）、市説明会など

■ 三郷分館と他分館との利用状況比較

	世帯数 (H26. 4. 1)	区内人口 (H26. 4. 1)	H25年度 年間のべ 利用件数	H25年度 年間のべ 利用人数	1人当 たりの年 間利用回 数(※1)	公民館 施設内容					参考 (※2)	
						和室	洋室	調理実習室	会議室	その他	建築年月	構造等
三郷区	447	1,431	232	3,506	2.5	20畳	50人	○	-	-	S55.12	木造2階
諏訪区	414	1,025	240	2,968	2.9	17畳	40人	○	-	-	S55.12	木造平屋
高士区	481	1,532	439	5,135	3.4	10畳+10畳	-	○	大+中	工作室	H8.9	RC2階
北諏訪区	524	1,601	223	3,290	2.1	20畳	50人	○	-	-	S53.12	木造平屋

※1 H25年度年間のべ利用人数/区内人口 (H26. 4. 1)

※2 高士分館を除く3つの分館は診断の結果、耐震補強工事が必要(いずれも補強工事未実施)

* 合併前の上越市15区のうち、次の条件に合致した諏訪、高士、北諏訪の3つの分館と比較した。

- ① 区内の小学校が1校
- ② 会議、屋内活動を行う公共施設が公民館に限定される

(参考) 各公民館における主な利用団体

三郷区	おどり、水彩画、ゲートボール、編み物など (資料3参照)
諏訪区	料理教室、手編みの会、健康体操教室、幼年・少年スポーツクラブほか
高士区	陶芸教室(毎週)、大正琴、パッチワーク、習字、舞踊、老人クラブ、 婦人会、体育協会、ボランティア団体ほか
北諏訪区	輪投げ、民謡、エコクラフト、スポーツクラブほか